



「電子メール用クライアント証明書発行サービスの調達
外1件」
に係る事前確認公募

公 募 要 領

2022年3月15日

独立行政法人情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）は、IPA役職員が送信する電子メールの真正性を担保することを目的とし、電子メール用クライアント証明書（電子証明書）発行サービスの契約を締結しており、またIPAのインフラ環境においては、昨今頻発する高度標的型攻撃対策等セキュリティ強化を求められているため、人工知能を用いた効率的な監視の仕組みの利用契約を締結しておりますが、契約満了のため下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続きに移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要

(1) 名称

- ① 電子メール用クライアント証明書発行サービスの調達
- ② ファイアウォールシステムと連携したネットワーク監視機器の利用サービス

(2) 契約期間

- ①～② 2022年4月1日より2023年3月31日まで

(3) 概要

上記①～②の業務内容については、それぞれ別紙1、別紙2を参照のこと。

なお、①～②の全業務一括ではなく、業務単位（①、②各々）での公募とする。

2. 応募要件

- (1) 応募者は、法人格を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」「B」「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。
- (8) 守秘性に関する要件
本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (9) 業務執行体制及びスキルに関する要件
別紙1、別紙2を参照

3. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

デジタル戦略推進部 IT導入運用グループ 担当：田中、福本

電話番号：03-5978-7519

E-mail：sysg-kobo@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 契約の概要」及び別紙 1、別紙 2 に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail 又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2022 年 3 月 25 日（金）15 時 00 分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

① 参加意思確認書（様式 1）

※複数の業務に応募する場合は業務ごとに提出すること。

② 「1. 契約の概要」及び別紙1、別紙2に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）

③ 令和 1・2・3 年度（平成 31・32・33 年度）競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

④ 委任状（必要な場合）

⑤ 会社概要（様式 2）

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。

(3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約結果等、契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表（注）するものとする。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

令和 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

提出者 氏
住所
団体名
代表者役職氏名 印
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

「※対象とする業務名（「1. 契約の概要（1）名称の「①電子メール用クライアント証明書発行サービスの調達」または「②ファイアウォールシステムと連携したネットワーク監視機器の利用サービス」）を記入すること。」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)
サイズ:A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会社名					
代表者氏名		URL			
本社住所	〒				
設立年月	西暦	年	月	主取引銀行	
資本金	百万円		資本系列		
従業員数	人		加盟協会		
会社の沿革：					
.....					
.....					
.....					
主要役員 前記○印を記す	氏名	年齢	役職名	担当部門	学歴・略歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主要株主	株主名	持株数	構成比 (%)	貴社との関係	
			%		
			%		
			%		
			%		
			%		
関連企業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒			
	所属・氏名	TEL :		
		FAX :		
		E-mail :		
業績	期 項目	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /
	売上高	百万円	百万円	百万円
	営業利益	百万円	百万円	百万円
	経常利益	百万円	百万円	百万円
	資本勘定	百万円	百万円	百万円
	当期末処分利益	百万円	百万円	百万円
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無	
			有・無	

「電子メール用クライアント証明書発行サービスの調達」 仕様書

独立行政法人情報処理推進機構（以下、「IPA」という。）は、IPA 役職員が送信する電子メールの真正性を担保することを目的とし、電子メール用クライアント証明書（電子証明書）発行サービスを調達する。

1 契約期間

2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで

2 調達物件の名称・要件

2.1 調達物件

- (1) 電子メール用クライアント証明書発行サービス

2.2 サービス要件

- (1) クライアント証明書（以下、「証明書」という。）は、S/MIME 方式でメールの暗号化や電子署名に利用可能なこと。
- (2) IPA が指定する管理担当者（以下、「管理者」という。）が、専用の管理用 Web サイト等（以下、「管理サイト」という。）から各利用者の証明書の発行、取消、更新等の申請操作を統括して行えること。
- (3) 管理者が、管理サイトから利用者の登録状況や証明書の発行状況を確認できること。
- (4) 証明書は、利用者自身が発行用 Web サイト等から直接ダウンロードを行えること。また、証明書のダウンロードに際しては、対象の利用者に対して電子メール等でダウンロード案内を通知する機能等、特定の利用者だけが証明書を手に入れるセキュアな仕組みを有すること。
- (5) 証明書の有効期限を管理者が自由に設定できること。
- (6) 証明書のエクスポート可否を管理者の管理サイトでの操作で設定できること。利用者がエクスポート設定を変更できないこと。
- (7) 証明書の発行数ではなく利用者数に応じて課金される料金形態であり、契約した利用者数内であれば追加料金なく何度でも証明書の追加発行、再発行が可能であること。
- (8) 「電子政府推奨暗号リスト」(<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>) に基づくアルゴリズム及びプロトコルに対応していること。
- (9) WebTrust 認定等を受けた認証局を運営し、マイクロソフト等の主要な Web ブラウザに信頼された認証機関としてルート証明書が搭載されていること。

3 納入要件

3.1 納入物件

- ・クライアント証明書 1000 式以上で最も廉価な契約単位
(証明書有効期間は、2022 年 4 月 1 日から 1 年間)

3.2 納入期限

- ・管理者が管理サイトから各利用者の証明書の発行、取消、更新等の申請操作を行える環境については、2022 年 3 月 30 日（水）までに管理者が利用可能な状態で提供すること。
- ・発行した証明書については、2022 年 3 月 31 日（木）までに各利用者がダウンロード可能な状態で提供すること。

3.3 納入場所

- ・納入場所は以下のとおりとする。

〒113-6591

東京都文京区本駒込 2 丁目 28 番 8 号 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

独立行政法人情報処理推進機構

デジタル戦略推進部 IT 導入運用グループ

4 検収条件

- ・IPAにおいて、発行した証明書を用いて電子署名を付与した電子メールを送信し、受信側で付与された電子署名が有効であることを確認できること。
- ・管理サイト等から、登録可能利用者数が1000以上であることが確認できること。
- ・その他、本仕様書において要求する事項をすべて満たしているものであること。

5 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない事項については、IPAと速やかに協議し、その指示に従うこと

※ 詳細については、公募要領 3. (1) 担当部署へ別途お問い合わせください。

以上

ファイアウォールシステムと連携したネットワーク監視機器の利用サービス 仕様書

1. 概要

1.1 目的

独立行政法人情報処理推進機構（以下、「機構」という。）では、機構で行う事業を円滑に実施するにあたり、「共通基盤システム」・「ネットワークシステム」・「メールシステム」等のインフラ環境を整備している。これらのインフラ環境においては、昨今頻発する高度標的型攻撃対策等セキュリティ強化を求められており、機構内に設置している人工知能を用いたネットワーク監視機器を引き続き活用するものである。

1.2 業務概要

本件に含まれる業務を表 1 に示す。

また、本件におけるサービス実施期間は、2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までとする。

(1) 業務内容

表 1 に示す通り「ネットワークシステム」や「メールシステム」等のインフラ環境に対するセキュリティ強化の一環として、人工知能を用いたネットワーク監視機器の継続利用を行う。

表 1 業務内容

No.	大項目	小項目	概要
1	監視機器の機能	ファイアウォールシステムと連携した自動遮断	<p>ア 700 台以上の端末に対し、その通信をリアルタイムに監視する性能を有すること。</p> <p>イ 機器は機構に設置されたファイアウォールシステムと通信することで、脅威が発生した場合は自動遮断が可能であること。</p> <p>ウ 遮断のトリガーとなる脅威の検知には人工知能を用いることとし、検知（脅威である）の判断に監視者の恣意的な判断が不要で、これも含めた自動遮断の仕組みが提供されるものであること。</p> <p>エ 検知の判断を導出するアルゴリズムを当機構へ開示すること。</p> <p>オ 異常の検知においてはレピュテーション情報を活用すること。（機構のインフラ環境の各機器やユーザの振る舞いから異常を検知するものではない）</p>
2	監視機器の設置要件	設置条件	<p>ア 利用する機器は、ラックマウント型であること。</p> <p>イ 利用する機器類を別途 IPA が用意する EIA 規格に準拠する 19 インチサーバラックへ設置するための、レール、留め金具等の必要部材も受注者が用意すること。</p> <p>ウ 利用する機器は、周波数 50Hz、AC100V 又は 200V の電源で動作すること。また、IPA 側で用意する</p>

No.	大項目	小項目	概要
			必要のある電源の仕様（コンセントの形状、個数、電圧、アンペア数等）を IPA に提示すること。
3	監視機器の保守要件	保守要件	<p>ア 監視機器の故障等に対し、24 時間 365 日の受付と平日 9 時から 17 時までの応答、48 時間以内オンサイト保守相当の保守サービスを提供すること。</p> <p>イ バグフィックス（将来起こりうる障害、脅威への対策を含む）またはバージョンアップのソフトウェア、脆弱性対策技術情報、不具合情報が適時に提供されること。</p> <p>ウ ハードウェア及びソフトウェアに関する技術的な問合せ等を受付ける保守窓口は 24 時間 365 日の受付と、平日 9 時から 17 時までの応答サービスを提供すること。また、日本語によるコミュニケーションが可能なこと。</p> <p>エ 監視機器に係る問題（導入時に使用していない機能やメーカーが保守サポートの範囲で提供するバージョンアッププログラム等を含む）で、マニュアル等により判別がつかない事象が発生した場合に、IPA のシステム管理者が速やかに対応し事象を解決できるレベルの保守サービスを提供すること。</p> <p>オ 保守に係る作業が発生した場合は、作業完了とともに報告書を提出すること。</p> <p>カ IPA の秘密情報が含まれるハードディスクや各種記憶媒体を IPA から持ち出す場合は、記憶媒体に保存されている機密データを完全に消去すること。</p> <p>キ 保守契約期間終了後、完了報告書を提出すること。</p>
4	機器導入形態	サービス利用型による導入	<p>ア 機器導入にあたっては、機構が機器を買取るのではなく、利用料の支払いによる利用が可能であること。</p> <p>イ 契約期間満了後の機器返却に係る費用は当機構の負担とする。</p>

(2) 監視機器に係る必須要件

- ① 監視機器が異常を検知した場合、当機構に設置しているファイアウォールと連携し自動遮断が行われることが検証済みであること。
- ② 監視機器が異常検知の判断を導出するアルゴリズムを当機構へ開示すること。

(3) 情報セキュリティに関する要件

- ① 本業務の過程で収集・作成する情報は、本業務の目的の他に利用しないこと。但し、本業務の開始以前に公開情報となっていたものについては除く。
- ② 本業務の過程で収集・作成する情報のうち、IPAが別途、要廃棄情報であると指定するものについては、本業務終了後、IPAとの間で合意した安全な方法により廃棄・抹消し、その事実をIPAに報告すること。
- ③ IPAの秘密情報が含まれるハードディスクやテープメディア等の記憶媒体をIPAから持ち出す場合は、記憶媒体に保存されている機密データを完全に消去すること。
- ④ 請負者の情報セキュリティ対策の履行状況を確認する必要がある場合、対応すること。
- ⑤ 本業務の一部を別の事業者へ再委託する場合は、再委託先における情報セキュリティ対策を確認し、上記①～④の措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。

1.3 納入要件

サービス利用契約の完了を報告する書面（具体的な様式は、協議により決定）を契約期間満了後に提出すること。

※詳細については、公募要領 3. (1) 担当部署へ別途お問い合わせください。

以上